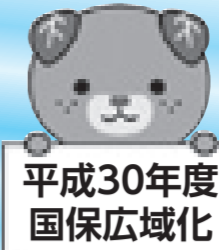


特集

今こそ知ってほしい

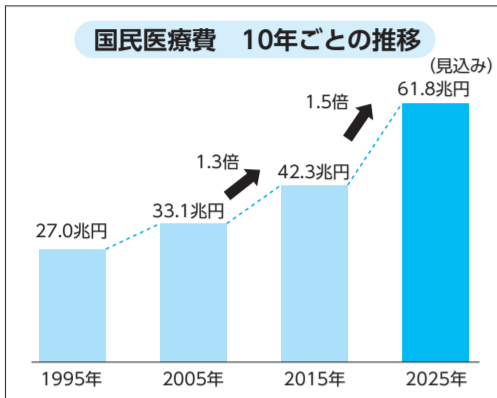
# 国民健康保険 2018



平成30年度 国保広域化

国民健康保険制度は、誰でもいつでも医療保険の適用が受けられる、社会を守るための大切な仕組みです。健康な暮らしを望み、健やかな生活の達成と維持のために、一人一人が助け合うことが大切です。誰もが安心して生活でき、公平に支え合える仕組みの国民健康保険(以下、国保)を紹介します。

## 4月から国保制度の一部が変わります



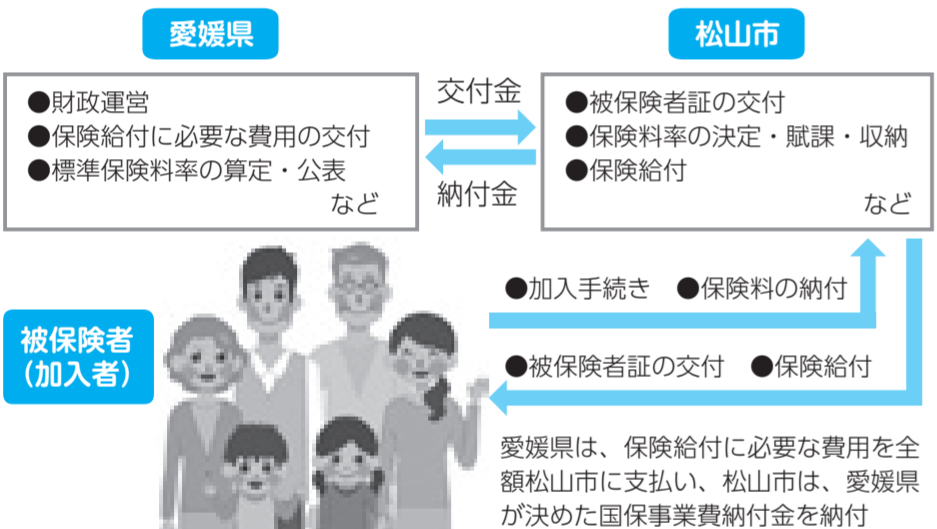
この10年で国民医療費は1.3倍になりました。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円になる見込みです。

そのため、国保制度を将来にわたって守り続けるため、4月からこれまでの市町に加え、県も国保制度の運営を担うことになりました。

## 県が国保の財政運営の責任主体に

国保は、これまで各市町が保険者となって運営していましたが、4からは国保の財政を安定させ、事業を効率よく進めていくために県と市町がともに保険者となり、県が国保の財政運営の中心的な役割を担います。

## 平成30年度からの国保の仕組み



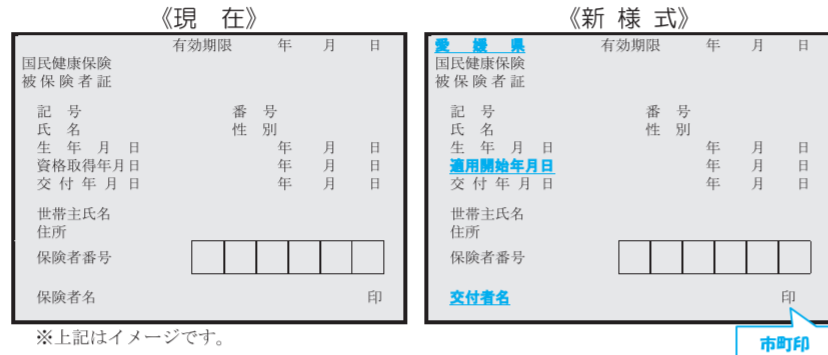
## 国保の届け出などの窓口は変わりません

☎国保・年金課総務・医療制度担当 (6番窓口) ☎948-6375

詳細は市ホームページをご覧ください [松山市 国保](#)

## 4月から国保で変わる主なもの

### (1) 被保険者証などの様式が変わります



現在の被保険者証から  
①被保険者証の名前が「国民健康保険被保険者証」から「愛媛県国民健康保険被保険者証」になる  
②「資格取得年月日」の項目が「適用開始年月日」になる  
③「保険者名」の項目が「交付者名」になる  
の3点が変わります

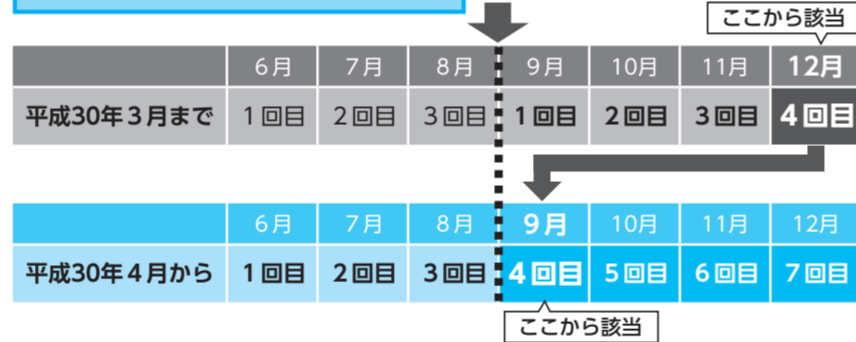
※松山市では被保険者証の切り替えは8月ごろを予定しています

### 変更になる様式(主なもの)

- 被保険者証 (保険証)
- 被保険者資格証明書
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証

### (2) 高額療養費の多数回該当が県内の転居(異動)の場合は通算されます

#### 県内で9月1日に転居した場合(例)



国保には、前12カ月間に高額療養費の該当が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度(多数回該当)があります。これまでは、他の市町へ転居した場合、該当回数は引き継がれませんが、4月からは、他の市町へ転居した場合でも、県内で同じ世帯構成であることが認められたときは、転居前の該当回数を引き継がれます。そのため、該当回数が転居前から通算されるので被保険者の負担が軽減されます。

## 健診を必ず受けよう!

### 特定健診・特定保健指導で生活改善

医療費の約4割は生活習慣病が占めています。生活習慣病は生活の見直しをすることで予防が可能です。

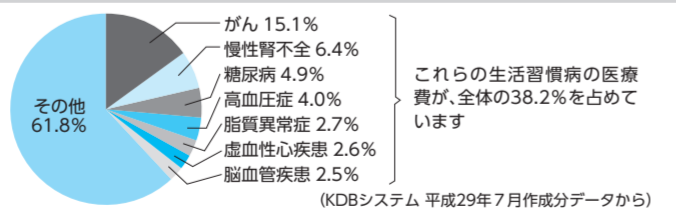
国保に加入している40歳以上の人は、特定健診を受けることができ、対象者には、毎年5月下旬ごろに受診券や健診のしおりを郵送しています。通常1万円相当の健診が無料で受けられます。また、結果に応じて保健師・管理栄養士・理学療法士の特定保健指導も無料で受けられます。

	検査項目
計測・診察	身体計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定、心電図、医師の診察
血液検査	血中脂質(中性脂肪、HDL【善玉】コレステロール、LDL【悪玉】コレステロール)、肝機能(AST、ALT、γ-GTP)、血糖(ヘモグロビンA1c、血糖値)、尿酸、貧血、腎機能(クレアチニン)
尿検査	尿糖、尿たんぱく、尿潜血

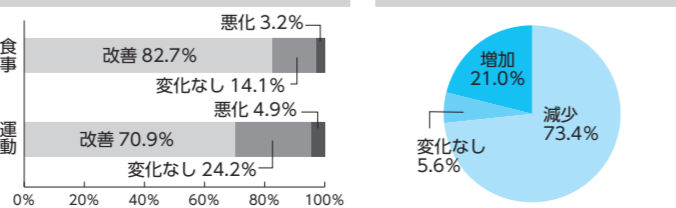
### —特定保健指導を利用した人の声—

●以前から何とかしなければと思っていた。1人では途中でくじけてしまっていたが、特定保健指導は同じ仲間がいてがんばれました。

### ●医療費の内訳



### ●特定保健指導を受けた人の行動の変化



☎健康づくり推進課 ☎911-1819 ・ ☎925-0230

### 家計にやさしいジェネリック医薬品を

医師が処方する薬には、新薬である先発医薬品のほかに、先発医薬品の特許期間終了後に販売されるジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品は、国により先発医薬品と同等の有効性や安全性が認められたものです。希望する時には医師・薬剤師へ相談しましょう。(薬によっては変更できない場合もあります)医療費のさらなる増加が見込まれる中、国保制度の維持のためにもジェネリック医薬品で薬代を節約することは有効な取り組みです。本市でもジェネリック医薬品の普及促進に努めています。

☎国保・年金課総務・医療制度担当 (6番窓口) ☎948-6375

## どういう人が加入するの?

日本に住んでいる全ての人が公的な医療保険に加入し、誰もが被保険者証を持って医療機関で保険診療を受けることができるように法律で定められています。

会社を退職し、会社の保険の資格がなくなれば、国保に加入することになりますが、加入には届け出が必要です。また他の保険に加入した

場合も国保をやめる届け出が必要です。届け出が遅れると保険料を二重に支払ったり、医療費の返還を求められることがありますので下表を確認し、必ず手続きをしてください。※国保への加入では、健康保険(以下、健保)などの資格を喪失した日が取得日となり、最大2年間までさかのぼります

### 【こんなときは原則14日以内に、国保・年金課(市役所別館3階)または支所・出張所で届け出を】

こんなときは	必要なもの
国保に入る	他の健保喪失 印鑑、健保の喪失証明書
	転入 印鑑(転入届け出後)
	生活保護廃止決定 印鑑、生活保護廃止決定通知書
	出生 印鑑、被保険者証(出産育児一時金の申請は別途書類が必要)
国保をやめる	他の健保加入 国保と健保の被保険者証
	転出 被保険者証(転出届け出後)
	生活保護開始決定 被保険者証、生活保護開始決定通知書
	死亡 印鑑、被保険者証(葬祭費の申請は別途書類が必要)
その他	住所、世帯主、氏名など変更 印鑑、被保険者証(住民異動届け出後)
	被保険者証紛失など 印鑑、運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど本人確認ができるもの
	子どもの修学 印鑑、被保険者証、在学証明書(転出届け出後)

※上記全ての届け出には世帯主のマイナンバーと窓口に来る人の本人確認が必要になります

☎国保・年金課資格担当(3番窓口) ☎948-6363

## 国保料のしくみ(抜粋)

### 国保料は6月に決定します

毎年度の国保料(4月~翌年3月分)は、住民税額が確定する6月に決定し、6月中旬に世帯主宛てに納入通知書などを送付します。4・5月に加入者の世帯に異動(転入・転出・出生・死亡・健保加入など)があった場合も、国保料は6月に決定して、世帯主に通知します。※納付義務者は国保加入者が属している世帯の世帯主(別の健保に加入している世帯主を含む)です

※4・5月の納期はありませんが、例外として過年度分の国保料がある場合には4月または5月に納めていただく場合があります ※特別徴収(年金天引き)の人は、4月または6月に納めていただく場合があります

6月に納めていただく場合があります

### 国保料の計算

平成30年度の国保料は、加入者の人数と平成29年中(平成29年1月1日から12月31日まで)の総所得金額等によって計算します。●青色申告による申告控除(青色申告特別控除)は、その控除後の所得に対して所得割額を計算します ●税法上の扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などの「各種所得控除」は、国保料の計算では適用されず、基礎控除33万円のみ適用されます ●住民税と国保料では控除する項目が異なります

### 国保料の所得割額計算対象となる主な所得

給与所得(事業専従者給与などを含む) ▶雑所得(公的年金等所得、個人年金の受け取りなど) ▶事業所得(営業・農業など) ▶不動産所得 ▶利子所得 ▶配当所得 <注釈> ▶総合課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得 ▶一時所得(保険の満期返戻金など) ▶分離課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得 ▶分離課税の株式等に係る譲渡所得 <注釈> ▶分離課税の先物取引に係る雑所得 ▶山林所得 ●遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付などの非課税所得は含まれません ●退職所得は一時金として受け取る場合には計算対象に含まれますが、年金として受け取る場合は雑所得に含まれます ●雑損失の繰越控除は適用されません

<注釈> 上場株式等の配当所得および特定口座(源泉徴収あり)による株式譲渡所得は、源泉徴収のみで課税関係の手続きを終了することができます。この場合、国保料計算には譲渡所得や配当所得を含みませんが、これらを含めて確定申告をした場合は国保料計算の所得に含まれます。 ※国保料は住民税の課税の取り扱いに準じるため、確定申告をして上場株式等の譲渡所得や配当所得などの所得が発生する場合であっても、住民税の課税方式として申告不要制度を選択した場合は、国保料の計算対象となる所得には含まれません。選択の期限を含め、課税方式選択の詳細については市民税課(☎948-6290)にお問い合わせください

☎国保・年金課賦課担当(2番窓口) ☎948-6365

## こんなときは給付が受けられます

医療機関の窓口で被保険者証を提示し自己負担額を支払うことで、残りの医療費は国保が負担します。国保では主に次のような給付も行っています。

### 【国保制度で受けられる給付】

医療費が高くなったら	月の初めから1カ月間に、医療機関(入院・外来・医科・歯科ごと)や調剤薬局に支払った額が一定の自己負担限度額を超えた場合、超えた額が本市への申請により払い戻されます。また医療費が高額になると予想される場合はあらかじめ本市に申請し、限度額適用認定証などの交付を受けることで医療機関や調剤薬局への支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。なお入院時の食事代も減額される制度があります。
子どもが生まれたら	加入者が出産する場合、医療機関へ手続きをすると出産育児一時金が本市から医療機関へ支払われます。なお差額がある場合は市への申請が必要です。
死亡したら	加入者が死亡した場合、本市への申請により葬儀執行人に対し葬祭費が支給されます。

※上記のほかにも交通事故にあった場合や海外で医療機関にかかった場合など、国保で受けられる給付があります

☎国保・年金課給付担当(5番窓口) ☎948-6361

### 賦課(料金計算) 決定の期間制限

●平成27年度以降の国保料については、国保法第110条の2により計算に2年間の期間制限が明示されました。 ●国保をやめる届け出や国保料所得申告書の提出が遅れた場合などには、納付した国保料を還付できなくなることがありますので注意してください。

### 平成29年中に所得がなかった人も国保の申告を

平成29年中に収入・所得がなかった人も「国民健康保険料所得申告書」を提出してください。申告がない場合、正しい国保料の計算ができないだけでなく、限度額適用認定証などの交付時に、適正な自己負担限度額が把握できない場合があります。【申告場所】国保・年金課(市役所別館3階2番窓口)、支所、出張所 ※郵送でも受け付け

- 申告が必要な人
- 税務署や本市の市民税課で申告していない人
- 所得が全くない人
- 所得税や住民税が賦課されない人
- 非課税所得(遺族年金や障害年金、雇用保険の失業給付など)のみを受給している人
- 1月2日以降に本市転入した人、新規入国した外国籍の人